

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
411 812	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条、第70条	平成24年度中を目処に速やかに検討	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。	検討中	教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係等、多岐にわたる課題について検討・整理を行い、その結果を踏まえ対応する。	総務省 文部科学省
942	基準病床数を算定する際の加減算についての権限付与	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項、第5項及び第6項 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30及び第30条の31 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号）	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 全国ベースの病床数の削減は国・地方共通の課題との認識。したがって、病床数の増加につながらないことや地域間の格差が過大にならないことを前提として、以下の諸点を満たす場合、病床過剰となっている隣接の二次医療圏において、削減した病床数の一部について増床を認める特区の設置を検討する。 ・休眠病床の削減等により病床数の適正化が達成できていること ・休眠病床や過剰病床を有する二次医療圏が隣接していること ・病床数を削減する二次医療圏内の市町村長の同意を得ていること ・増床のため他に取得可能な措置を着実に講じていること ・増床する医療機関の病床利用率が高率であること ・試行的に限定した範囲で実施すること 等	全国で実施	左記の対応方針については、全国知事会より対応不可との回答があった。その後の協議において、過剰病床地域における増床に特定病床の特例を活用するには、協議に時間を要するとの全国知事会の指摘を踏まえ、協議を早めるため、あらかじめ算定式を都道府県へ示すことを提案し、全国知事会がこれを受け入れたため、平成25年4月24日付で都道府県あてに通知を发出了た。 なお、医療計画に定める基準病床については、各都道府県が新たな医療計画で設定した基準病床数の算定の状況や疾病・事業及び在宅医療ごとの数値目標の達成状況等について、都道府県からの情報把握を十分に行ったうえで、次期医療計画の策定に向け、医療計画作成指針の見直しについて引き続き、必要な検討を行うこととしている。	厚生労働省
943	特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への協議の廃止	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第7項 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の32の2第1項	全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論	〔第20次提案等に対する対応方針（平成23年10月28日）〕 特例病床に関して、救急医療・周産期・がん等、客観的なデータに基づき必要な病床数を算定できるものについては、あらかじめ算定式を都道府県へ示して、その算定式に則っている場合は審査を簡略化することについて検討する。	全国で実施	全国知事会と協議の上、特例病床の協議を早めるため、あらかじめ算定式を都道府県へ示すこととし、平成25年4月24日付で都道府県あてに通知を发出了た。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
945	訪問介護の充実	介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項	平成26年度中を目途に結論	<p>[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)]</p> <p>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設した。今後、当該制度の全国的な普及状況を把握しつつ議論を行うことが必要であり、同法施行2年後の普及状況を踏まえ対応の可否を検討する。</p>	検討中	<p>訪問介護事業所と訪問看護事業所の一体的な指定によるサービス提供のあり方については、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)において、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設し、平成24年4月より施行したところであり、現在同サービスの普及を推進しているところである。</p> <p>また、訪問介護事業所が看護職員を常勤看護師1名以上配置した場合に訪問看護事業所としてみなし指定するという提案が、事実上、訪問看護事業所の人員基準を緩和することにもつながる場合においては対応は困難である。(訪問看護は在宅医療を必要とする患者・家族を継続的に在宅で支える中心的な医療サービスであり、夜間の状態急変等への対応も含めた安定したサービス提供のためには一定規模の体制確保が不可欠であることから、訪問看護事業所の人員基準は最低基準として設定されたものであり、政府としての規制・制度改革に係る対応(平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」)においても、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、現行の人員基準を維持すべきとの結論を得ている(平成25年3月8日介護給付費分科会諮問答申)。</p>	厚生労働省
948	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知第2-3-(5)-①)	平成25年中結論	<p>[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)]</p> <p>就労継続支援B型については、その利用の実態について調査を行い、その結果等を踏まえ検討する。</p> <p>[構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針(平成24年4月9日)]</p> <p>平成22年6月29日の閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」にて「福祉的就労の在り方について、(略)、平成23年内にその結論を得る。」とあるため、この結論を踏まえて、平成23年内に結論を得ることとしたところであるが、制度全体との整合性の中で設計されることとなるため、現時点において、この要件についてのみ結論を出すことはできない。</p> <p>については、平成24年度予算案において計上した障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためのモデル事業を平成24年度中に実施し、その結果等を踏まえ平成25年中に結論を出すこととする。</p>	検討中	<p>障害者就業・生活支援センターによる就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかるモデル事業を平成24年度中に実施したところであるが、平成25年中にその課題を検討・整理した上で結論を出すこととする。</p>	厚生労働省
1225	企画割引(周辺施設とのセット券)のための国営明石海峡公園における入園料の減額	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の3、第18条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条第2項 都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第11条第2項 会計法(昭和22年法律第35号)第2条	平成24年度に検証	<p>[第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)]</p> <p>管理受託者の協力を得た上で、国営明石海峡公園において、入園料と周辺施設とのセット券の導入についての社会実験を実施し、入園料の減額による企画割引導入に係る課題について検証する。</p>	対応困難	<p>平成24年度に国営公園の入園料と周辺施設とのセット券の導入についての社会実験を実施した結果、期待したセット券導入の効果が得られなかったことから、企画割引の導入については困難である。</p>	国土交通省